

5 登録入居

① 登録入居の申込資格

次の方は、登録順に入居する登録入居の申込みをすることができます。

ただし、住宅の空き状況によっては、なかなか順番が回ってこないこともあります。順番待ちの状況など詳しいことは、お問合せください。

登録種別	要件	必要書類
1 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の方のみの世帯 ・60歳以上の方とその配偶者または18歳未満の親族からなる世帯 	登録入居申込書（29ページ）
2 障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（1～4級）の方がいる世帯 ・精神障害者（1～3級）、知的障害者の方がいる世帯 	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し 登録入居申込書（29ページ）
3 母子世帯	配偶者のない女性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	福祉事務所等が発行する母子世帯証明書（28ページ） 登録入居申込書（29ページ）
4 父子世帯	配偶者のない男性の方と、その扶養する20歳未満の子どもからなる世帯	入居する方全員の戸籍謄本 登録入居申込書（29ページ）
5 小さな子どもがいる世帯	小学校就学前の子どもがいる世帯	登録入居申込書（29ページ）
6 多子世帯	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	登録入居申込書（29ページ）
7 配偶者からの暴力被害者（世帯）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項による保護命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない被害者	裁判所の保護命令決定書の写し 登録入居申込書（29ページ）
	配偶者からの暴力を理由として婦人相談所等で一時保護を現に受けている方または一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方	婦人相談所長等の証明書 登録入居申込書（29ページ）
	配偶者からの暴力を理由として母子生活支援施設または婦人保護施設に現に入所している方または退所した日から起算して5年を経過していない方	母子生活支援施設長または婦人保護施設長の証明書 登録入居申込書（29ページ）
8 犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、犯罪等により従前の住所に居住することが困難な世帯	警察当局へ犯罪等の事実を確認するための申告書類 登録入居申込書（29ページ）

② 登録入居の申込方法

登録入居は、随時申込みを受け付けています。

申込みには、県営住宅入居申込整理表（21 ページ）と①の表にある必要書類を提出してください。

登録後、順番が回ってきたら、ご連絡します。

★通常、入居時期は年4回（一般募集受付月の翌々月の1日から）となります。

配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等の方が登録する場合は、面接が必要です。事前に電話等でご相談ください。

③ 登録入居における注意事項

- (1) 希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
- (2) 登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、2回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
- (3) 母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが20歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どもがいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
- (4) 入居の順番が巡ってきた時に、入居資格が満たされていなければ、入居できません。
- (5) 入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。2回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
- (6) 期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
- (7) 特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
- (8) 登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
- (9) 登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
- (10) 登録の継続期間は最長で2年間となります。

④ 登録入居における優先順

入居予定者の決定については、団地ごとに登録台帳の登録順とします。ただし、バリアフリー住宅や、低層階（1・2階）の住宅については、障害者・高齢者の方を優先することがあります。また、犯罪被害者及びDV被害者の方については、生命・身体の危険性の程度によって最優先する場合があります。